

意見書（案）第19号

現行の健康保険証の廃止に反対する意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	前田まい
賛成者	〃	野村羊子

現行の健康保険証の廃止に反対する意見書

政府は、2024年12月2日に健康保険証を廃止することを閣議決定した。12月2日からは、新規で保険証を発行することはできなくなる。

マイナ保険証の利用率は4月時点で6.56%と低迷している。特に、受診回数が少ない若い世代や、パソコン操作などが苦手な高齢者らはマイナ保険証のメリットを実感しにくいことに加え、健康保険証とのひもづけ誤りや、コンビニでの証明書等の誤交付などのマイナンバーカードをめぐるトラブルが後を絶たず、国民の多くは個人情報への漏えいやマイナ保険証の利用に不安を感じている。

政府の「総点検」後も、医療現場でマイナトラブルは多岐にわたり発生し、トラブル解消の見通しは立たず、面倒な事務手続だけが増えている。このままでは12月から医療機関の窓口がパンクするとの危惧が広がっている。

また、マイナ保険証利用者からも、「顔認証や暗証番号が面倒」「保険証で十分」「何のメリットもない」との声が寄せられ、世論調査でも約8割が現行の保険証の存続、廃止延期を求めている。

政府は、マイナ保険証の利用促進に向けて、マイナ保険証の利用率が向上した割合に応じて支給額を増加させるインセンティブ補助金を1月から開始した。それだけでなく、6月診療報酬改定で、マイナ保険証利用を推進する医療機関の診療報酬を加算している。導入率が6%に過ぎない電子処方箋や、システムや仕様が固まっていない電子カルテ情報共有サービスの実装等は将来的な話であるにもかかわらず、「療養の給付」に係る体制整備費用として算定できるようにすることは、保険料の目的外利用そのものである。

厚労省は、医療機関、薬局に一時金を出し、ポスターの貼り出しやチラシの配布、「マイナカードをお持ちですか」などの声がけを通じて、マイナカード取得やマイナ保険証の利用促進を強引に進めている。医療機関や薬局では、健康保険証の新規発行が停止されても最大1年間の猶予があることや、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書が交付されることを説明せずに、「マイナ保険証がないと受付できない」「健康保険証がなくなるから12月以降はマイナ保険証がないと窓口で一旦10割負担になる」など、マイナカードがないと医療が受けられない、薬がもらえないと誤認するトラブルが報告される事態になっている。

マイナンバーカードの作成は、国民の自由意思に基づくもので、申請主義（任意原則）である。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、現行の健康保険証の廃止に反対し、マイナ保険証への一本化ではなく、現行保険証を存続するよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明